青森県報

第千百三十三号

令和八年十月二十三日（金曜日）

目　次

告　示

○道路の区域の変更……（道　路　課）…一

○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……（建築住宅課）…一

公　告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……（行政経営課）…三

○右　同……（　同　）…三

○右　同……（環境政策課）…四

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……（構造政策課）…四

告　示

青森県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年十一月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	櫛引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字上名久井字下モ町二三から三戸郡南部町大字上名久井字下モ町二二の一まで	前	七・二二メートルから一二・〇六メートルまで	四一・六九メートル	
				後	七・三六メートルから一二・〇六メートルまで	四一・六九メートル	
2	県道	櫛引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字平字寺田一一六の三から三戸郡南部町大字平字広場二七の三まで	前	六・七五メートルから一五・一一メートルまで	二七二・五九メートル	
				後	六・七八メートルから一六・七九メートルまで	二七二・五九メートル	

青森県告示第五百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

令和八年十月二十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目八の一	（本社）東京都新宿区新宿一丁目八の一 （東北事務所）宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇の二八 （福島事務所）福島県郡山市中町一一の五 （群馬事務所）群馬県高崎市八島町二六二 （埼玉事務所）埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二の三 （千葉事務所）千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二 （神奈川事務所）神奈川県横浜市西区高島二丁目一二の六 （長野事務所）長野県長野市南県町一〇八二 （愛知事務所）愛知県名古屋市中区栄四丁目一四の二 （三重事務所）三重県四日市市浜田町一二の一八 （大阪事務所）大阪府大阪市中央区南本町三丁目四の一五 （山陰事務所）島根県松江市中原町六 （岡山事務所）岡山県岡山市北区内山下一丁目三の一九 （広島事務所）広島県広島市中区八丁堀一五の六 （香川事務所）香川県高松市亀井町二の一 （愛媛事務所）愛媛県松山市三番町七丁目一三の一三 （福岡事務所）福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目七の二二 （佐賀事務所）佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五の	令和八年一月二日
変更後				

一〇
（長崎事務所）長崎県長崎市万才町三の四
（鹿児島事務所）鹿児島県鹿児島市西千石町一の二一
（沖縄事務所）沖縄県浦添市牧港五丁目六の八

公　告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　物品等の名称及び数量
　統合仮想化基盤　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　青森県総務部行政経営課
　青森市新町二丁目四の三〇
三　契約の方法
　随意契約
四　契約の相手方を決定した日
　令和八年八月二十四日
五　契約の相手方の名称及び住所
　ネットワンシステムズ株式会社
　東京都千代田区丸の内二丁目七の二ＪＰタワー
六　契約金額
　四百三十万六百四円
七　随意契約の理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
八　契約の相手方を決定した手続
　予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　特定役務の名称及び数量
　Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ社ソフトウェアライセンス　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　青森県総務部行政経営課
　青森市新町二丁目四の三〇
三　契約の方法
　随意契約
四　契約の相手方を決定した日
　令和八年九月二十五日
五　契約の相手方の名称及び住所
　株式会社ビジネスサービス
　青森市新町二丁目六の二九
六　契約金額
　一〇（長崎事務所）長崎県長崎市万才町三の四（鹿児島事務所）鹿児島県鹿児島市西千石町一一の二一（沖縄事務所）沖縄県浦添市牧港五丁目六の八
七　随意契約の理由
　（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年八月二十六日から令和十三年二月二十八日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。）
八　契約の相手方を決定した手続
　予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

六　契約金額
　四千四百二十万三千七百八十六円
　（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年九月二十八日から令和十年二月二十九日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、五か月相当分である。）
七　随意契約の理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
八　契約の相手方を決定した手続
　予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　特定役務の名称及び数量
　大気汚染常時監視テレメータシステム改修業務委託　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　青森県環境エネルギー部環境政策課
　青森市長島一丁目一の一
三　契約の方法
　随意契約
四　契約の相手方を決定した日
　令和八年八月二十五日
五　契約の相手方の名称及び住所
　ＮＴＴ東日本株式会社青森支店
　青森市橋本二丁目一の六
六　契約金額
　四百十八万円
七　随意契約の理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
八　契約の相手方を決定した手続
　予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年十月二十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字高杉字尾上山二一一の二三	畑	三、一三七

二　申請に係る農地の利用の現況
　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。
三　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
　裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
四　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和九年三月一日	三〇年	〇

五　意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1　提出期限

令和八年十一月六日

2　提出先

青森県農林水産部構造政策課

3　記載事項

㈠　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

㈡　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

㈢　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

㈣　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

㈤　意見の趣旨及びその理由

㈥　その他参考となるべき事項

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭